

指定居宅サービス事業者  
指定介護予防サービス事業者  
指定居宅介護支援事業者  
介護保険施設開設者  
地域密着型介護老人福祉施設開設者  
様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長  
(公印省略)

平成29年度介護保険サービス事業者に対する集団指導の実施について(通知)

県福祉行政の推進については、平素から格段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険サービス事業者における事業運営のより一層の適正化を図るため、下記のとおり集団指導を実施しますので、各事業所の管理者等の出席をお願いします。

また、会場の都合上、出席いただけるのは、いずれの会場でも1事業所1サービスにつき1名とさせていただきます。(1つのサービスで居宅サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1サービスとしてカウントしてください)

つきましては、県ホームページ「きのくに介護deネット」

(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>) に出席表を掲載していますので、当該出席表に出席者を記入のうえ、平成29年10月13日(金)までに県長寿社会課サービス指導班あて送付(FAX可)願います。

なお、本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には法人内で周知し、各事業所の出席をとりまとめるのうえ、出席表を提出してください。

また、決められた会場に出席できない事業所については、他の会場に出席してください。

記

1. 日時及び場所等

日 時	場 所	事業所対象地域	出席人数
【紀北会場】 11月20日(月) 13:00~17:00	和歌山県民文化会館大ホール 所在：和歌山市小松原通1-1 TEL：073-436-1331	海草(和歌山市除く)・ 那賀・伊都・有田振興局 管内の事業所	1事業所1サービスに つき1名
【紀南会場】 11月21日(火) 13:00~17:00	紀南文化会館大ホール 所在：田辺市新屋敷町1 TEL：0739-25-3033	日高・西牟婁・東牟婁 振興局管内の事業所	1事業所1サービスに つき1名

※会場周辺は駐車場が少ないので、公共交通機関の利用や乗り合わせによりご来場ください。

2. 受付時間 12時00分~12時55分

注1：居宅系サービス(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、(介護予防)通所介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売)については、上記時間内に受け付けをお願いします。

注2：施設系サービス(介護老人福祉施設(地域密着型施設含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護)については、後半に説明を行いますので、13時50分~14時20分までの間に受け付けをしていただいても結構です。

3. 内 容(予定)

13:10~14:20 ①事業所運営等に係る留意点について(居宅系サービス)

14:30~16:00 ②居宅系・施設系サービスに係る共通事項について

- ・防犯対策の強化について
- ・災害対策の強化について
- ・労働条件の管理について
- ・介護報酬請求上の留意点について
- ・高齢者虐待防止法について 他

16:10~17:00 ③事業所運営等に係る留意点について(施設系サービス)

<裏面へ続く>

#### 4. 配布資料

きのくに介護 de ネットに掲載しますので、「事業所運営等に係る留意点について」は各サービス分を各自印刷したうえで持参して下さい。

なお、「居宅系・施設系サービスに係る共通事項について」は当日配布しますので、印刷する必要はありません。

《掲載予定日：平成29年11月8日（水）》

#### 5. 留意事項

① 本通知による集団指導の対象となる事業者は県指定の事業者であり、地域密着型サービス事業者及び介護予防支援事業者（事業所）は対象となりません。ただし、地域密着型介護老人福祉施設については、指導内容の均衡を図る必要があること及び事務の効率化を図る観点から、今回の集団指導の対象とします。

なお、和歌山市内に所在する事業所については、和歌山市から別途通知されますので、和歌山市が実施する予定の集団指導に出席していただきますようお願いします。

② 各事業所等の出席者については、各法人でとりまとめのうえ、県ホームページに掲載している「平成29年度集団指導出席表」を提出してください。提出にあたっては、**締切厳守**をお願いします。

また、**集団指導当日に同出席表の写しを再度受付に提出**願います。（集団指導の対象事業者が出席表を提出していない場合は欠席扱いとなります。）

なお、出席者の報告後、変更があった場合は、当日変更後の出席表を提出願います。

（再度《修正・差し替え》の報告は不要。）

長寿社会課サービス指導班

TEL 073-441-2527

FAX 073-441-2523